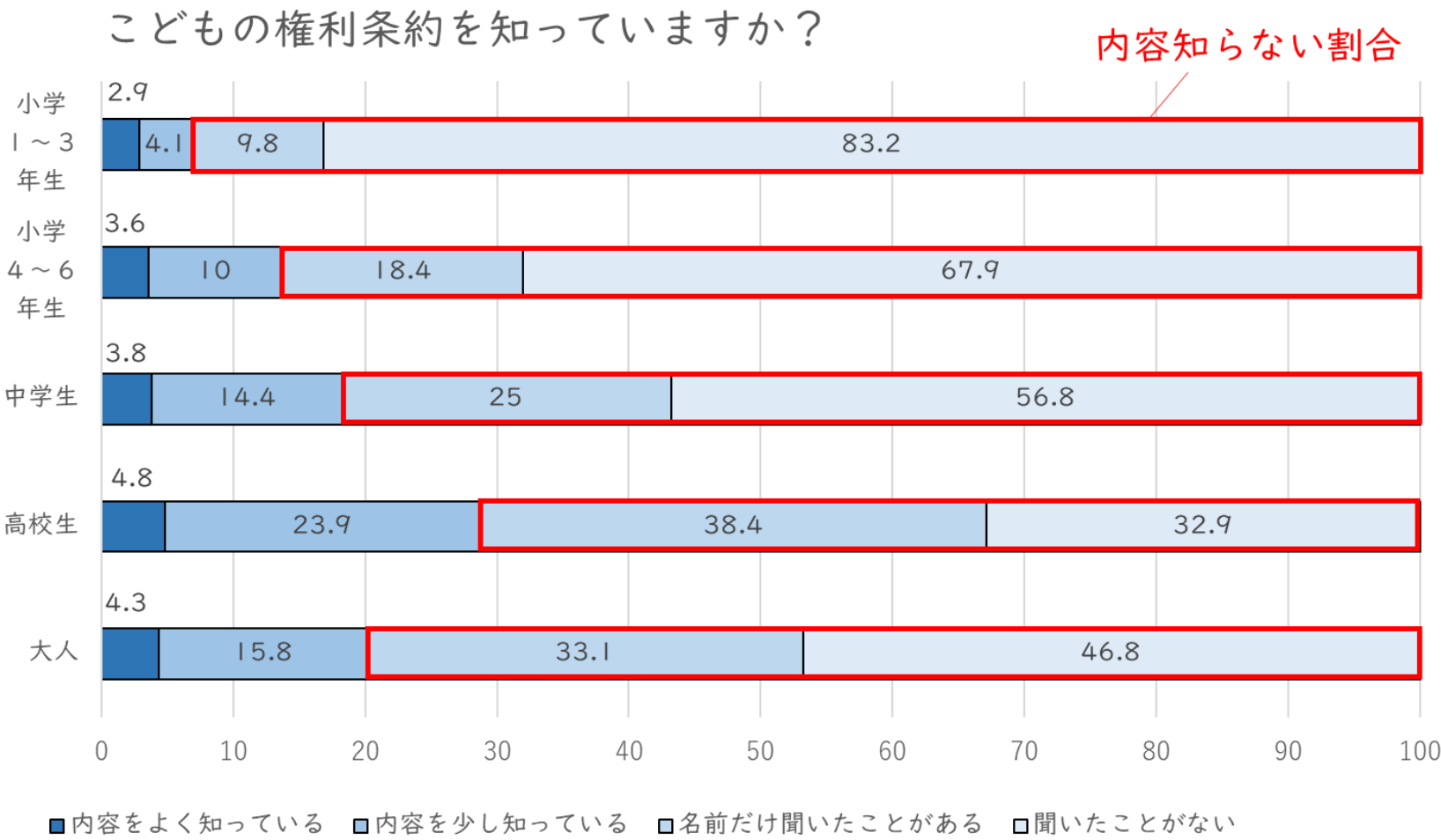
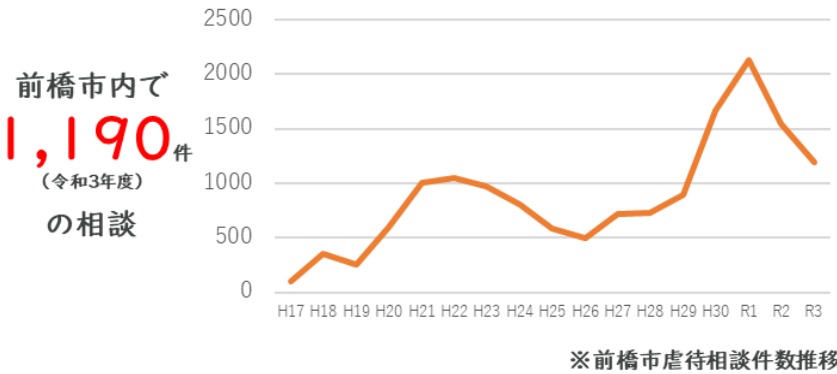


前橋市こども基本条例制定の背景

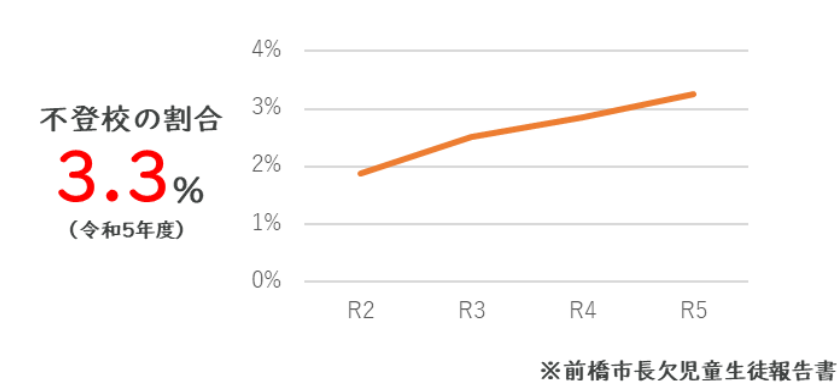


※令和5年10月～11月実施 こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査」

児童虐待 16年間で相談件数が10倍以上増



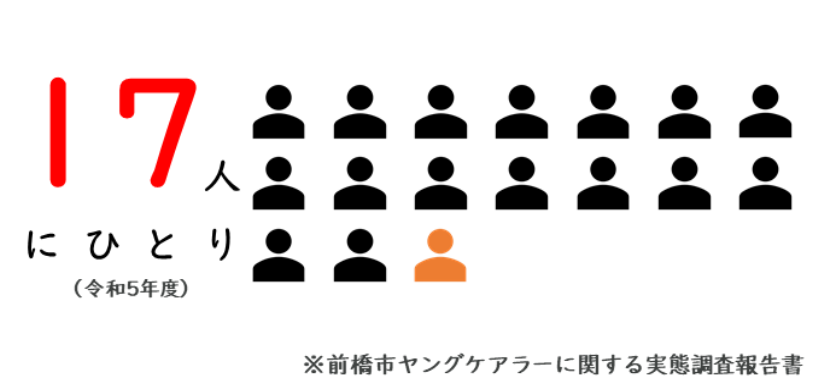
不登校 不登校の割合は大きく増加



こどもの貧困 貧困状態にある児童生徒



ヤングケアラー 家族の世話をしている中学生



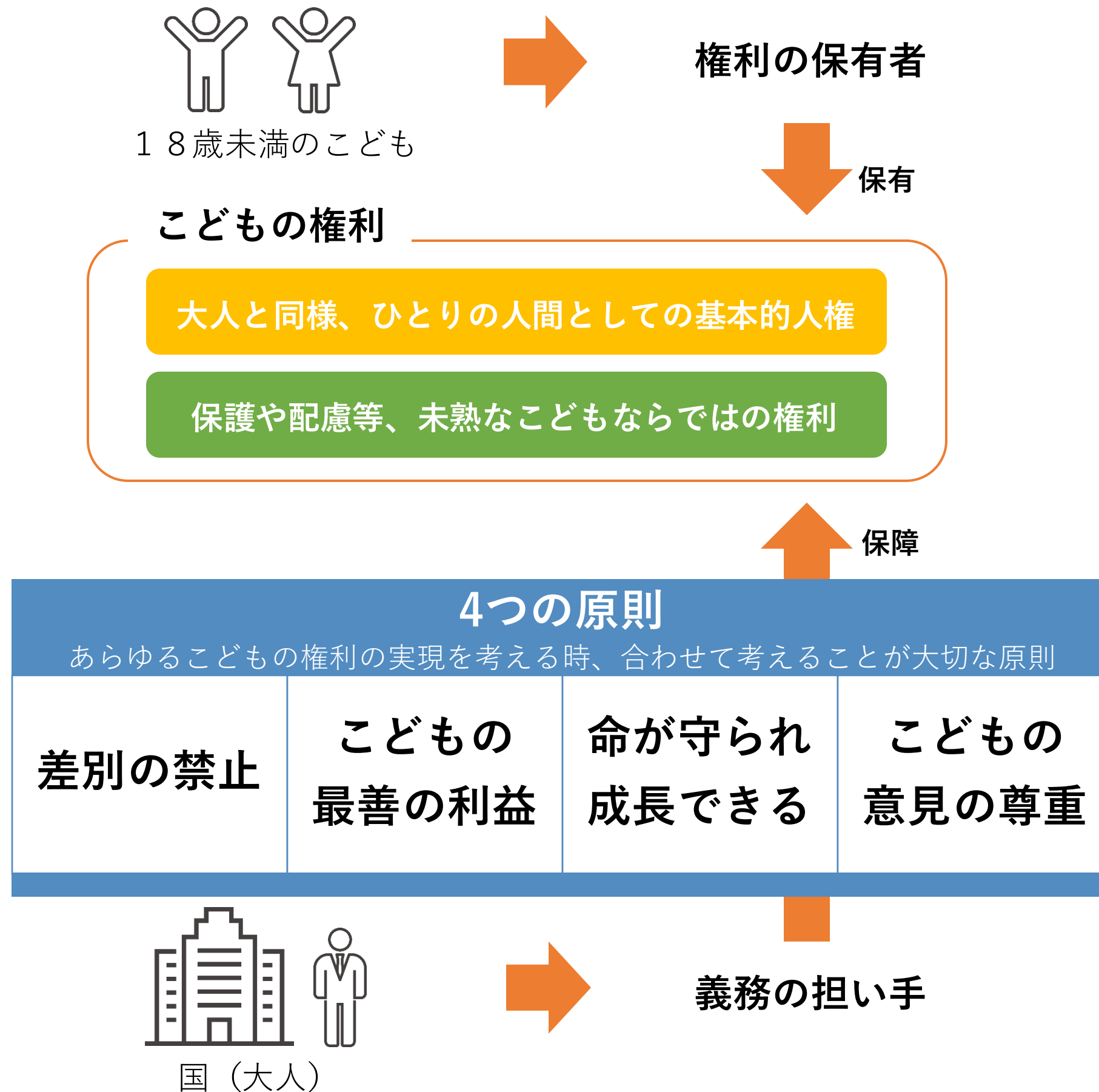
知られていないこどもの権利

守られていないこどもの権利

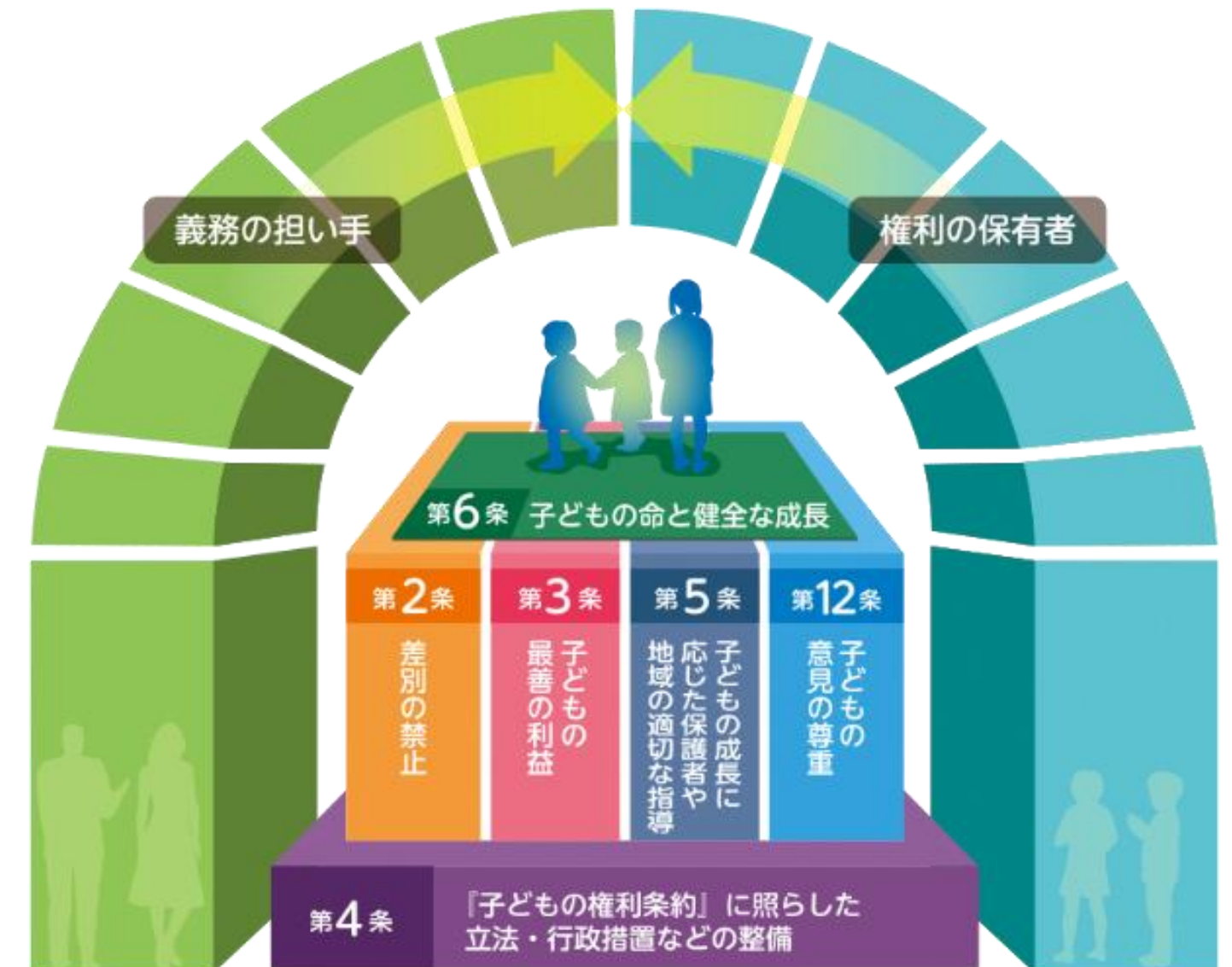
こどもの笑顔があふれ、こどもを中心とした「こどものまち前橋」の実現を目指し、こどもの権利を保障するための条例を制定

前橋市こども基本条例

こどもの権利条約の考え方



「権利の保有者」と「義務の担い手」の均衡と
支えあいで人権が実現する



こどもだからこそ必要な土台

条例骨子案の構成・イメージ図

前文

条例制定の基本的認識、背景、制定に向けた決意、全般の解釈

目的

こどもの権利の保障をすることで、こどもの笑顔があふれ、こどもが安心して健やかに成長することができる社会を実現

こどもの権利

こどもが成長し、発達するために特に大切な権利

安心して
生きる権利

豊かで
健やかに
育つ権利

自分を守り
守られる
権利

意見を表し
参加する
権利

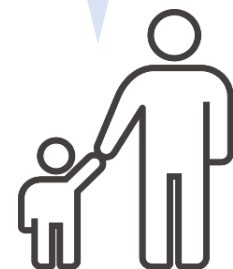
基本理念

こどもの権利を保障する上での基本的な考え方

- ①差別を受けず、大人と同様、権利の主体として尊重
- ②こどもの最善の利益を考慮
- ③こどもの意見の表明及び意見の尊重
- ④成長と発達に配慮した支援

こどもの権利を保障するための役割

こども
他人の権利を尊重



大人
こどもの権利を保障

前橋市

- ・こどもに関する施策の実施、まちづくりの推進
- ・保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者の支援

保護者

- ・安全安心な家庭環境の整備
- ・人として、社会の一員として育成

育ち学ぶ施設

- ・人として育ち学ぶことができる環境の整備
- ・年齢や発達に応じた指導や支援

こどもの
権利

市民等

- ・交流、自然、歴史、文化を通じた健やかな育ちの支援

事業者

- ・仕事と子育てを両立できるよう職場環境の整備

- ・こどもの権利を保障するため相互に連携し、協力すること
- ・こどもの声を聴き、参画することができるよう努めること

こどもの権利及び条例の普及・啓発

こどもの笑顔があふれ、こどもを中心とした

「こどものまち前橋」の実現